

依存症の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボル使用規程

令和3年2月24日

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課依存症対策推進室

(本使用規程の趣旨)

第1条 この規程は、依存症の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボル（以下、「本アウェアネスシンボル」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要事項を定めるものとする。

(本アウェアネスシンボルの趣旨)

第2条 本アウェアネスシンボルは、依存症に対する理解を深め、依存症の治療・回復への応援の意思を表明するものであり、社会全体で依存症に関する偏見・差別を解消し、依存症者やその家族が円滑に適切な治療や支援に繋がることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(使用制限)

第3条 本アウェアネスシンボルは、どのような団体や個人においても、本アウェアネスシンボルの趣旨に基づいた場合に、自由に使用することができる。

ただし、次に掲げる場合には、本アウェアネスシンボルを使用することはできない。

一 以下デザインの変更

- ・色
- ・形
- ・大きさの比率
- ・書体
- ・他の要素との組み合わせによる使用

等、「依存書の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボル使用ガイドライン」を外れた使用

二 営利を主たる目的とした場合

三 使用者が提供する物品・サービス及び事業等の品質・安全性及び信頼性を保証し、または保証を誤認させるような方法で使用する場合。

四 その他厚生労働省が不適當な使用であることを認めた場合

(使用の中止等)

第4条 本アウェアネスシンボルの使用に関し、第3条の使用制限に該当すると認められるときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室は、その使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 本アウェアネスシンボルの使用料については、無料とする。

(本アウェアネスシンボルに関わる権利)

第6条 本アウェアネスシンボルに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は令和3年2月24日から施行する。